

一般貨物自動車運送事業(特定信書便)運賃料金表
(北海道運輸局)

届出年月日	平成22年3月16日
適用開始日	平成22年4月1日

I. 距離制運賃率表

km g	k	1,000kgまで
	10 km	7,140円
	20 "	11,790円
	30 "	16,110円
	40 "	18,315円
	50 "	21,240円
	60 "	24,150円
	70 "	26,745円
	80 "	29,115円
	90 "	31,500円
	100 "	34,065円
100kmを超えるもの10kmまで増すごとに675円加算します。		

II. 時間制運賃率表

基礎額	1日(4時間制)	基礎走行キロ 40km 21,250円
基礎額	1日(8時間制)	基礎走行キロ 80km 32,025円
加算額	1日(8時間制)	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎走行キロ80kmを超える場合は、距離制運賃に掲げてある金額で収受します。 ・基礎時間(基礎走行キロ80km以内)を超える場合は、1時間増すごとに3,240円、1時間未満の場合は30分増すごとに、1,620円加算します。

III. 諸料金

1. 車両留置料

時間	料金
30分までごとに	1,680円

2. 地区割増料

地域	料金
東京23区・大阪市内	790円
政令指定都市	520円

IV. 運賃割増率

1. 品目割増

貴重品、高価品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で標準貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。
---------	---------------------------------------	----------------

2. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車以外の場所に限る。	2割
--	----

3. 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る。	2割
------------------	----

4. 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離に限る。	3割
--------------------------	----

V. 消費税及び地方消費税の加算(免税対象となる取引は除く。)

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

VI. 距離制運賃料金適用方

(適用区域)

1. この運賃及び料金は、車両を貸切って北海道内に発地又は着地が存する信書便物を運送する場合に適用します。

(運賃料金計算の基本)

2. 運賃及び料金は、使用車両1車1回の運送ごとに計算します。

(運賃計算の方法)

3. (1) 運賃は、実運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といいます。以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(2) 割増率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(は数の処理)

4. 運賃又は料金を計算する場合に生じたは数は、次により処理します。計算した金額の円未満のは
 数は四捨五入といたします。

(キロ程の計算)

5. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。
 ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロによります。

(割増率及び割引率が重複する場合の計算)

6. 2種以上の割増率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(品目別割増)

7. 信書便物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の信書便物に割増率を適用する信書便物と適用しない信書便物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(悪路割増)

8. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃} \times 0.3$$

(休日割増)

9. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃} \times 0.2$$

(冬季割増)

10. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃} \times 0.2$$

冬期割増適用地域

地 域	期 間
北海道	自 11月16日 至 4月15日
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月 1日 至 3月31日
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・八幡平市・西和賀町・九戸郡・二戸郡・岩手郡	
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・飛騨市・下呂市・郡上市・大野郡	

(深夜・早朝割増)

11. 深夜・早朝の適用時間(午後10時から午前5まで)に行われる運送については、次の式により算

出した金額を加算します。

$$\text{深夜・早朝割増適用時間に運送距離に対応する基準運賃} \times 0.3$$

(長期契約割引)

12. 6ヶ月以上にわたる契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り、)により、継続かつ反復して運送される信書便物については、基準運賃に対して50%以内の割引率を適用することができます。

(車両留置料)

13. 車両が信書便物の発地又は、着地に到着後、荷主の責により留置された時間が30分を超えた部分につき、所定の車両留置料を収受します。

(地区割増料)

14. 信書便物の発地又は着地が、東京都23区及び大阪市、又は地方自治体(昭和22年法律第67号)第252条の第19条1項の規定により政令で指定された都市(「政令指定都市」といいます。)
の場合には、所定の地区割増料を収受します。
ただし、信書便物の発地及び着地が同一市内又は隣接都市間の場合には、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

15. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
(2) 前号により計算した金額に1円未満のは数が生じた場合には、1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

16. 運賃及び料金の計算は、次の順序によります。
(ア) 実運送距離による運賃の計算
(イ) 割増率による適用の計算
(ウ) 上下それぞれ10%幅の適用計算
(エ) 4による運賃のは数処理
(オ) 諸料金(は数処理を含む)の計算
(カ) 15による加算の計算
(キ) 実費の計算

(実費負担)

17. 荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として授受します。
(1) 自動車航送船利用料(航送中の諸経費を含みます。)
(2) 有料道路利用料
(3) 架装費用
(4) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

(その他)

18. その運送及び料金の適用に関して、この適用方に定めない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め、または、慣習によるものとします。

Ⅶ.時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送、または荷主との契約でこれによることとした運送に適用します。
2. この運賃及び料金は、時間制の別(4時間・8時間制又は1時間制)ごとの計算します。

(キロ程及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、次により行います。
(ア) 荷主の指定した場所に到着した時間からその作業が終了時までについて行う。
(イ) 走行キロは1時間につき、10kmまで時間制運賃料金に含まれます。

(従業員)

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

5. 距離制運賃料金適用方の1, 3, 4, 6から12, 15から18までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

時間制運賃料金

時 間	走行キロ	時間運賃(円)
1時間	10 km	3,975円
2 "	20 "	7,950円
3 "	30 "	12,000円
4 "	40 "	15,975円
5 "	50 "	19,950円
6 "	60 "	24,000円
7 "	70 "	27,975円
8 "	80 "	32,025円